

諮問日：令和5年4月26日（令和5年度（最情）諮問第3号）

答申日：令和5年10月25日（令和5年度（最情）答申第9号）

件名：特定期間に特定の裁判所の各裁判官に通勤手当が支給された事実が分かる
一切の文書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書の開示申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年3月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

当該司法行政文書は開示対象である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断機関としての最高裁判所は、本件開示申出の内容について、①令和4年4月1日から同年11月30日までの期間に山口地方裁判所の特定の支部の各裁判官に通勤手当が支給された事実が分かる一切の文書、②同手当の算出の基礎となる通勤距離が分かる一切の文書、③同手当の算出の基礎となる通勤方法が分かる一切の文書の開示を求めるものと整理した。
- 2 上記①から③までの各文書の存否を明らかにすると、当該支部所属の各裁判官が通勤手当を受給している事実の存否を開示することとなるところ、この情報は、当該支部所属の各裁判官の個人識別情報に相当し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書イからハマ

でに相当する事情も認められない。

したがって、原判断機関としての最高裁判所は、本件開示申出のいずれについても、対象文書の存否を明らかにしないで不開示とする原判断を行ったものである（取扱要綱記第5）。

- 3 苦情申出人は、当該司法行政文書は開示対象であると主張するが、原判断においては、本件各開示申出に対しては、対象文書の存否を明らかにしないで不開示とする判断をしたものであるから、苦情申出人の主張は、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書（同日付け）
を收受
- ③ 同年5月10日 苦情申出人から意見書（同月7日付け）及び資料
を收受
- ④ 同年9月11日 最高裁判所事務総長から理由説明書（同日付け）
を收受
- ⑤ 同年9月22日 審議
- ⑥ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載(1)から(3)までの文書の存否を答えることは、いずれも、特定支部所属の各裁判官が通勤手当を受給しているか否かという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められ、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、いずれも、その存否を答えるだ

けで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

なお、苦情申出人からは令和5年5月7日付け意見書が提出されているが、当該意見書の内容は上記の判断を左右するものでない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

- (1) 山口地方裁判所の特定の支部における各裁判官に通勤費を支給した事が解る文書等（金額明細書含む）（通勤費申請書等含む）一切。（令和4年4月1日～同年11月まで）
- (2) 上記(1)にて、通勤距離が解る文書一切。
- (3) 上記(1)にて、通勤手段が解る文書一切（自転車、自家用車、電車、徒歩等）。